

募金配分予定表(使いみち)

主な使いみち	金額(円)
・平成14年4月からの事業として 県内の主な福祉活動推進事業費	666,000
町内の主な福祉活動推進事業費として 児童・青少年福祉事業費	175,000
老人福祉事業費	73,000
障害児・者福祉事業費	175,000
母子・父子福祉事業費	75,000
福祉推進事業費	1,312,866
・平成13年12月の事業(歳末慰問)として 生活保護世帯慰問金	3,000
一人暮らし老人世帯慰問金	280,000
長期寝たきり老人慰問金	250,000
長期寝たきり老人家族慰問金	250,000
重度心身障害1級程度の児者慰問金	325,000
合計	3,584,866

※なお、平成13年12月の歳末慰問事業において不足したお金307,568円は、町社会福祉協議会にて補てんの上、事業を実施しました。

平成13年度共同募金(10月実施)実績額	
区分	金額(円)
目標額	2,066,000円
実績額	
戸別募金	1,743,187円
企業募金	667,800円
無人募金箱設置募金	12,225円
保育園募金	5,100円
小学校児童募金	26,075円
中学校生徒募金	4,546円
役場職域募金	17,933円
合計	2,476,866円
達成率	119.9%

  

歳末たすけあい募金(12月実施)実績額	
区分	金額(円)
目標額	550,000円
実績額	
戸別募金	800,432
合計	800,432
達成率	145.5%

皆さまからご協力いただきました赤い羽根共同募金(昨年10月実施)、歳末たすけあい募金(昨年12月実施)につきまして、おかげさまで目標を達成することができました。多くのご協力、大変ありがとうございました。

ペットボトルを捨てる場合、町内7か所の拠点回収場所へ

資源の有効利用を進めるため、ペットボトルを捨てる場合は、町内7か所の拠点回収場所に設置してある「ペットボトル回収箱」に入れて下さい。

ペットボトルを捨てる場合、町内7か所の拠点回収場所へ

廃棄物処理の手数料が4月1日から変わります

亀田焼却場に直接持ち込むごみの処理手数料が、表のように変わりますので、お知らせします。なお、手数料の変更は4月1日からです。

一般廃棄物手数料

種別	区分	現在の料金	4月1日以降の手数料
し尿	くみ取り	18ℓにつき125円	変更なし
上記以外の一般廃棄物(家庭から出る粗大ゴミ)	亀田焼却場へ自分で搬入する場合	10kgまでごとに90円	10kgまでごとに100円

産業廃棄物手数料

区分	現在の料金	4月1日以降の手数料
亀田焼却場へ自分で搬入する場合	10kgまでごとに90円	10kgまでごとに100円

担当事務所が 変わる市町	平成14年3月31日 までの担当事務所	平成14年4月1日 以降の担当事務所
横越町・亀田町・白根市	新津財務事務所	新潟県税事務所 (新潟市川岸町) (新潟地区合同庁舎内)
豊栄市	新発田財務事務所	

横越町の方は、従来の新津市ではなく、新潟市の事務所で手続きを行うことになります。

財務事務所が  
県税事務所に  
変更され、  
横越町の県税を  
担当する事務  
所が「新潟県  
税事務所」に  
変わります

平成14年4月1日以降、免税軽油使用者証の交付申請(新規交付申請、更新交付申請、亡失等による再交付申請)を行う場合は、手数料の納付が必要になります。

免税軽油使用者証交付申請手数料のお知らせ

●手数料の額 400円

●手数料納付の方法 新潟県収入証紙により納付して下さい。

●問い合わせ 新潟県新津財務事務所 課税課 0250-24-9614

4月1日以降は新潟県税事務所へお問い合わせ下さい。

●佐渡以外の地域「財務事務所」→「県税事務所」

●横越町を含む地域については、左上表のとおり担当します。事務所が変わりますのでご注意ください。

平成14年4月1日以降は、不動産取得税の減免申請など、県税に関する各種申請や申告・納税等の事務手続き・お問い合わせは、「新潟県税事務所」にお願いします。

●新潟県税事務所  
新潟市川岸町3丁目18-1  
☎(事業税)231-8104  
(不動産)231-8105  
(収税課)231-8123

●手数料納付の方法 新潟県収入証紙により納付して下さい。

●問い合わせ 新潟県新津財務事務所 課税課 0250-24-9614

4月1日以降は新潟県税事務所へお問い合わせ下さい。

免税軽油使用者証交付申請手数料のお知らせ

●手数料納付の方法 新潟県収入証紙により納付して下さい。

●問い合わせ 新潟県新津財務事務所 課税課 0250-24-9614

4月1日以降は新潟県税事務所へお問い合わせ下さい。

●佐渡以外の地域「財務事務所」→「県税事務所」

●横越町を含む地域については、左上表のとおり担当します。事務所が変わりますのでご注意ください。

平成14年4月1日以降は、不動産取得税の減免申請など、県税に関する各種申請や申告・納税等の事務手続き・お問い合わせは、「新潟県税事務所」にお願いします。

●新潟県税事務所  
新潟市川岸町3丁目18-1  
☎(事業税)231-8104  
(不動産)231-8105  
(収税課)231-8123

トルに付いていることを確認し、よく水ですすいでから、つぶして出して下さい。

なお、キャップとラベルは、燃えるごみの日に出して下さい。



ごみの投棄は違法です！  
家電ごみのリサイクルにご協力を

昨年4月から家電リサイクル法が施行され、家電ごみ(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の処理にかかる費用の一部を、消費者が負担することになっています。

しかし、リサイクル費用を惜しんで家電ごみを道路などに捨てていく人が、この1年間多く見られました。

家電ごみだけでなく、ごみの不法投棄は違法行為となり、罰金が科されるなど厳しく罰せられます。ごみの不法投棄は、皆さんの税金によって処分されるだけでなく、景観を損なったり、有害物質が漏れ出して土や水を汚染するなど、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼします。

ごみと一緒に良心も捨てるようなことは、絶対にしないで下さい。

家電ごみの処分方法

- ①販売店に引き取ってもらう  
「家電製品を買った販売店」や「過去に購入した販売店」で引き取ってもらいます。リサイクル料金と運搬料が必要になります。
- ②製造業者の取引場所に直接持ち込む  
製造業者ごとに、引取場所が設定されます。リサイクル料金が必要になります。
- ③販売店で引き取らない場合  
町民生活課にご相談下さい。収集できる業者を紹介いたします。リサイクル料金と運搬料が必要になります。

拠点回収場所

- ドラッグトップス横越店 (茜が丘)
- チャレンジャー横越店 (中央5)
- 五十嵐商店 (沢海2)
- 大竹商店 (木津2)
- 坂井商店 (二本木2)
- 小杉コミュニティセンター (小杉3)
- 藤山会館 (藤山1)

1月資源ゴミ収集実績

空きびん	7.4 t
空き缶	5.5 t
古紙	31.5 t
ペットボトル(拠点回収分)	0.5 t
合計	44.9 t

●松下・東芝などの家電ごみ  
株式会社新津新潟事務所  
新潟市美咲町2-2-2  
●日立・三菱・三洋・シャープ・ソニー・製造業者が不在の家電ごみ  
日本通運新潟海運支店  
新潟市万代3-8-10

●販売店で引き取らない場合  
町民生活課にご相談下さい。収集できる業者を紹介いたします。リサイクル料金と運搬料が必要になります。

リサイクル料金(消費税含む)

エアコン	3,675円
テレビ	2,835円
冷蔵庫	4,830円
洗濯機	2,520円

運搬料は、販売店に直接お問い合わせ下さい。